

スマートフォンとインターネットの世界



平成27年度も残すところ1カ月となり新しい年度の始まりを迎えようとしています。この時期に購入が増えるのがスマートフォンです。そのため、スマートフォンの新機種、学割などの料金プランの広告を見かけることが多くなってきました。

近年、スマートフォンがあることで生活が大きく変わってきています。携帯電話がなかった頃は、待ち合わせをすることさえも容易ではなく色々と工夫をしたものです。待ち人がなかなか現れないときには、「どうしたのか」「待ち合わせ

場所はどこであっているのか」などと心配しながら待ったものです。今は、スマートフォンが解決してくれます。なぜなら、通話に加えGPS機能で相手の居場所も教えてくれるからです。

スマートフォンは、パソコンの機能が電話に付いたものですから電話やメールの他に書籍、SNS(※1)、音楽、テレビやビデオの視聴なども可能な便利なものです。しかし、便利さと引き替えに新たな問題も山積んでいます。スマホ依存、ウイルス問題、フィッシング問題、詐欺問題、

危険アプリなど数えきれません。なかでも、SNSによって未成年者がだまされたり、仲間同士のトラブルなどに発展するケースが目を見えます。

SNSは、友人同士連絡を取ったり、一度に多くの人たちと文字や写真などデータの共有をしたりするなど多くのメリットがあります。反面、個人情報の流失や投稿内容が誤解されたり中毒になるなどのデメリットも多いものです。実際にSNSが関係した殺人事件も多数発生しています。

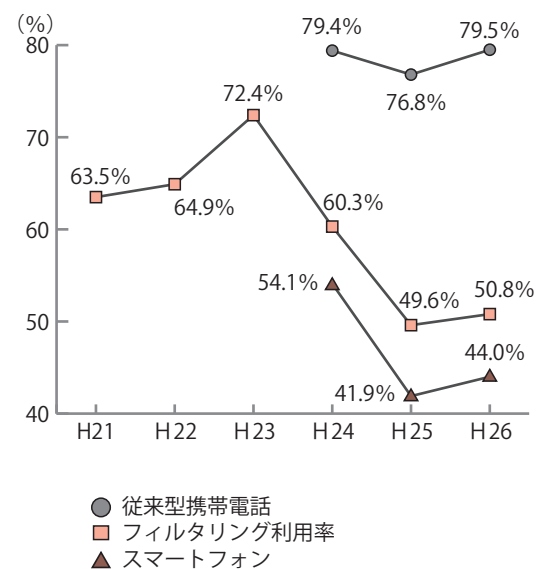
これから子ども達への指導

これからの小中学生は、スマートフォンの他にインターネットに接続できる機器(※2)を手にすることがより一層増えることでしょう。そのような機器を与えない、近づけないという指導はより難しくなってきました。そのため子ども達には、成長に合わせ家庭のルールをつくることやマナーを守ることで、トラブルや危険な目に遭わないための方法を知るなど正しい利用法を身につけさせることが大切です。大人も同様に、

使用に関するマナーの改善やトラブルに巻き込まれないための知識や技能の習得、利用の弊害などを知る必要があります。社会もこれらの問題に注目し青少年愛護条例(※3)のなかで、インターネット利用に関し改正を検討しています。

子ども達は、学校で利便性や危険性など学習をしています。大人もぜひ学習をしていただきたいと思っています。学校や各関係機関で行われる研修会などに参加してはどうでしょうか。調べると意外に多くの所で研修会が行われているもので

■青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用率(兵庫県)



(平成27年 兵庫県青少年課調査)

「青少年インターネット環境整備法」(2009年施行内閣府)のなかで子どもの利用状況を把握するとともに、発達段階に応じてフィルタリングやその他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に利用する能力の習得の促進に努めることが「保護者の責務」とされています。

保護者の責務

※3 青少年愛護条例(兵庫県の条例)
 青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする条例

※1 SNS
 ソーシャルネットワーク、キングドサービスの略で「Facebook」「GREE」「LINE」「mixi」など

※2 インターネットにつながる機器
 学習用タブレット、音楽プレーヤー、ゲーム機など(フィルタリングをお願いします)

※3 青少年愛護条例(兵庫県の条例)
 青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする条例

どんなことでも相談ください

子どもと保護者の教育相談(カウンセリング)

学習・進路・いじめ・友人関係・不登校・問題行動などの相談を受けています。

●電話相談
 (月～金)午前9時～午後5時
 ☎43・7831
 フリーダイヤル 0120・783115

●面接相談
 (月～金)午前9時～午後5時
 (要予約・青少年育成センター)

●カウンセリング(要予約)
 第1・第3水曜日 午前10時～午後4時
 担当:増田富佐子先生(臨床心理士)
 第2土曜日 午後1時～4時
 担当:増田富佐子先生(臨床心理士)
 第2・第4土曜日 午前10時～午後4時
 担当:中田真里先生・加藤佐世先生(臨床心理士)
 第1・第3火曜日 午前10時～午後4時
 担当:宇久 始先生(臨床心理士)

スクールソーシャルワーク相談活動

スクールカウンセラーは、“個人”を重点とする一方、スクールソーシャルワーカーは、環境への働きかけ、関係機関とのネットワークづくり、学校の中で組織的に対応する体制づくりなどを重点として活動しています。児童生徒の問題行動の背景には、心の問題とともに、当該児童生徒が置かれている環境問題が複雑に絡み合っていることが多いため、スクールソーシャルワーカーは、学校の枠を超えて関係機関との連携をより強化しながら、問題解決を図る活動を行っています。

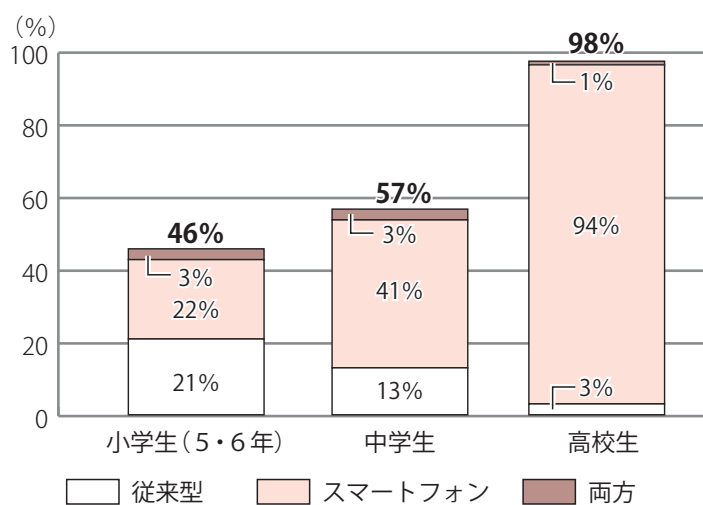
●スクールソーシャルワーカーによる相談活動(要予約)
 半羽利美佳先生(月2回・月曜日)
 三浦 知子先生(月4回・木曜日)
 ▷子どもたちに関係するいろいろな相談を受けています。▷家庭訪問や学校訪問をして相談を受けることもできます。

- 学生ボランティアの派遣 幼稚園、小学校、アフタースクール、家庭などに学生ボランティアを派遣し活動しています。
- 地域サポートチーム会議 赤穂中学校区・赤穂西中学校区・赤穂東中学校区は、子ども達のサポートについて、地域の方々と学校が定期的に会議を開き、子どもたちの状況確認やサポート体制の在り方や対応について協議し具体的なサポート活動を行っています。

赤穂市青少年健全育成ライブラリー

青少年育成センターでは、非行防止、犯罪防止、子育てなどに関するフィルム・ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。学習会や研修会などで活用ください。
 ☎赤穂市青少年育成センター
 赤穂市加里屋中洲3丁目56番地
 ☎43・7851

■青少年の携帯電話所持率(兵庫県)



(平成27年 兵庫県青少年課調査)
 高校生のほぼ全員が所持し、なかでもスマートフォンの占める割合は非常に高くなっています。

☎赤穂市青少年育成センター
 赤穂市青少年育成推進委員協議会
 ☎43・7851